



新型コロナの治療を終えた入院患者の 区内 10 病院への転院を支援します

現在、杉並区においても新型コロナウイルス感染症患者が急増し、区内 4 基幹病院のコロナ病床は逼迫しています。コロナ病床に入院している患者が治療終了後、高齢による虚弱等の理由で引き続き入院が必要な場合に、円滑に他の病院に転院できるよう区内 10 病院と協定を締結し、これに要する財政的支援を行うこととしました。本件に係る経費は、補正予算（第 11 号案）として 26 日の区議会臨時会に提出します。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、区内の感染症診療協力医療機関である基幹 4 病院のコロナ病床は既に満床に近い状態となっています。

患者の 7 割は高齢者が占めていますが、この中には新型コロナの治療が終わり、国が定める退院基準を満たしているにもかかわらず、入院による虚弱状態や基礎疾患のために入院治療の継続が必要な患者が含まれ、その結果、コロナ病床が空かないケースが生じています。

そこで当区では、これらの「コロナの治療を終えた患者」に区内の他の病院へ円滑に転院いただくことで基幹 4 病院のコロナ病床を確保するため、協力の得られた区内 10 病院と協定を締結し、その上で必要な財政的支援を実施することとしました。必要な予算については、補正予算案（第 11 号）を区議会へ提出します。

○(仮称)新型コロナウイルス感染症退院基準患者受入事業

区内 4 基幹病院に入院するコロナ患者で、厚生労働省の定める退院基準を満たすが、引き続き入院治療等を要する患者を転院により受け入れるために要する経費の一部を、転院先の病院に対し助成します。

補助対象	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床確保に関する協定」を締結する区内医療機関（区内 10 病院）
実施時期	協定締結後から令和 3 年 3 月 31 日まで
補助額	① 転院受け入れ患者 1 人につき、1 日当たり 1 日につき 8,000 円を助成 ② 当該患者が個室の病床を使用する場合は、①に加え 20,000 円を助成 ③ 患者 1 人につき、連続する 10 日間の入院を上限とする。

【問い合わせ先】

在宅医療・生活支援センター TEL 03-5335-7316
総務部広報課 TEL 03-3312-2111（代表）